

## 【賃貸ブラックドットコム】

URL : <https://chintai-black.com/>

---

### 苦情申し立てについて

#### 【ユーザー様（登録店舗様）へ】

ユーザー様（登録店舗様）からの「賃貸ブラックドットコム」のシステム（以下「本システム」という。）への苦情申し立てについては、真摯に受け止めさせていただきます。

苦情申し立ての際は、その内容等を出来るだけ詳しく記載のうえ、下記メールアドレス宛て送信して頂ければと思います。

その返答につきましては、本申し立てを受領して7営業日以内に必ずご返答させていただきます。

～苦情申し立て先～

[contact@chintai-black.com](mailto:contact@chintai-black.com)

#### 【携帯電話番号の所有者様、使用者様へ】

ユーザー様（登録店舗様）が登録した「共有登録情報」等について、その登録された方（以下「ブラック賃借人」という。）からの「苦情申し立て」については、当社としては一切お受けすることは出来ませんが、その「苦情申し立て」情報を、登録したユーザー様（登録店舗様）にメールにてその旨をお伝えすることは可能でございます。

ただ、その結果については、何ら回答義務が生じるものではなく、あくまで当社としての善意での行為であることをご了承ください。

ユーザー様（登録店舗様）が登録した情報の削除依頼については、直接登録したユーザー様（登録店舗様）からの削除依頼以外、当社としては一切承ることはできません。

当然登録したユーザー様（登録店舗様）の情報をお伝えすることはできません。

#### 【携帯電話番号を新規取得された方へ】

ブラック賃借人が使用していた携帯電話番号について、その使用权を取得した善意の第三者の方については、本システムのデータベースに登録されていた場合、下記手続きを以て登録されている携帯電話番号情報を本システムのデータベースより削除致します。

- ① 携帯電話番号の新規取得にかかる契約書を PDF にて下記メールアドレスに送信してください。

\* 次の項目は必ず黒塗りとしてください。

- ・氏名欄・生年月日欄・職業欄・住所欄・銀行口座欄・クレジットカード欄
- ・その他個人を特定しうる欄

- ② ユーザー様（登録店舗様）が登録した年月日と送信頂いた上記①の契約書面の日付を比較し、上記①の契約書面の日付がユーザー様（登録店舗様）が登録した日付より新しい日付の場合は、本システムのデータベースより削除致します。

なお、データの削除に至るまでの日数並びに、削除完了報告は一切行いません。

また、削除に至らなかった場合の理由など一切お伝えすることはできませんので、ご了承ください。

削除に至らなかった場合、頂いた携帯電話番号の新規取得にかかる契約書については、速やかに破棄し、他への漏洩等ないよう細心の注意を以て対応致します。

～登録情報削除依頼先～

**contact@chintai-black.com**

2021年12月23日制定

2021年12月24日改訂